

飛騨木曽川国定公園(犬山地域)の公園区域及び公園計画の変更並びに 特別地域内で採取等を規制する植物(ヒツバタゴ)の追加について

1. 変更の理由

飛騨木曽川国定公園は、愛知・岐阜両県にまたがる飛騨川及び木曽川の河川景観を中心とした公園で、昭和39年3月3日に指定された。木曽川中流域の犬山地域では、日本ライン等の渓谷美のほか、犬山城等の文化的な景観が特徴となっている。

今般、犬山地域において、自然・社会条件の変化に対応し、公園の適正な保護と利用を図るため、公園区域及び公園計画の変更(第1回点検)を行う。

2. 変更の概要

(1) 区域及び特別地域の変更

ア 区域の拡張

隣接する公園区域と同様の風致景観を呈するとともに、希少な野生動植物の生息・生育が確認されている地域の保護を図るため、区域を拡張する。

愛知県犬山市大字羽黒及び字宮裏の各一部(6ha)



位置図



区域変更位置図



拡張区域の様子(宮裏池)

イ 区域の削除

道路の建設により区域が分断されることから、今後、一体的に風景の保護を図ることが難しくなる区域の一部を削除する。

愛知県犬山市大字犬山の一部(7ha)



区域変更位置図

(2) 保護規制計画の変更

ア 第2種特別地域

(ア) 拡張

公園区域を拡張する地域について、隣接する第2種特別地域と同等の風致を有することから第2種特別地域に指定する。

愛知県犬山市大字羽黒及び字宮裏の各一部 (6ha)

イ 第3種特別地域

(ア) 拡張

まとまった天然林が残されている地域について、隣接する第3種特別地域と一体的に保護を図るため、普通地域から第3種特別地域へ変更する。

愛知県犬山市字八曾の一部 (31ha)



位置図



変更区域の様子 (水源の森)

(3) 利用施設計画の変更

ア 単独施設の追加

① 博物展示施設の追加 (東之宮古墳)

犬山地域の自然・歴史文化について理解を深めるための施設を整備する。

イ 道路の削除、追加

(ア) 車道の削除

② 犬山下呂線 (車道)

主に産業道路として利用されており、公園の利用施設としての必要性が低いことから削除する。

③ 今井明治村線 (車道)

公園利用上の必要性が低く、また将来的に整備する可能性がないことから削除する。

(イ) 歩道の追加

④八曾滝遊歩道線

既存の歩道を、ふれあいの森及び八曾滝の自然探勝と、八曾キャンプ場への到達するための歩道として計画に位置づける。



位置図



歩道④沿線にある八曾滝



歩道④ (既存) の状況

3. 特別地域内で採取又は損傷を規制する植物の指定

自然公園法第13条第3項第10号に基づき、飛騨木曾川国定公園の特別地域内で採取又は損傷を規制する植物にヒツバタゴを追加する。

[ヒツバタゴ *Chionanthus retusus* (モクセイ科)] (環境省レッドデータブック絶滅危惧Ⅱ類 (VU))

高さ 30m、径 70cm にも達する落葉高木。葉は対生し、長さ 1.5-3cm の葉柄があり、長橢円形～広卵形、全縁、長さ 4-10cm。雌雄異株。円錐花序は新枝に頂生し、柄がなく、長さ 7-12cm。花は白色で5月に開き、花冠は4裂し、裂片は線状倒披針形で長さ 1.5-2cm。日本では、長野県、岐阜県及び愛知県の一部に遺存し、対馬に隔離分布する。

湿地の開発、園芸用の採集により生育地が減少している。